

第 4 部 關係資料

1 入間市障害者福祉審議会条例

平成2年9月28日
条例第24号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する事項について審議するため、入間市障害者福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、障害者の福祉に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会又は部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成5年条例第23号)抄

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第3号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱(同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。)から適用する。

附 則(平成13年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第9号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に委嘱されている委員は、改正後の入間市障害者福祉審議会条例の規定により委嘱されたものとみなす。

2 入間市障害者福祉審議会委員名簿

◎会長 ○副会長 [任期 平成21年4月1日～平成24年3月31日]

No.	選出区分	氏名	所属等
1	市民からの公募	さとう けいご 佐藤 啓吾	
2		はやし しげふみ 林 茂史	
3		よしかわ きょうこ 吉川 京子	
4	障害に関する 団体・役員等	かみやま よしこ 上山 欣子	入間市身体障害者福祉会
5		もりき ゆうこ 森木 祐子	入間市手をつなぐ親の会
6		もりた のぼる 森田 登	入間市聴覚障害者の会 会長
7		すずき けんいち 鈴木 賢一	アフタヌーンびあ 代表
8		まつい さちこ 松井 幸子	社会福祉法人創和 理事長
9		よこた おさむ 横田 修	社会福祉法人 入間市社会福祉協議会
10		おおた ちよこ 太田 千代子	入間市朗読ボランティアグループ はづき
11		にいみ しげお 新美 重雄	入間市民生委員・児童委員協議会 障害福祉部会 部会長
12		まつい ひでお 松井 秀男	入間市障害者自立支援協議会 会長
13	知識経験者	つだ よしお ◎津田 由夫	知的障害者相談員
14		まつもと としあき 松本 寿昭	大妻女子大学教授
15		ふくしま しんご ○福島 慎吾	難病のこども支援全国ネットワーク 理事

(敬称略)

部会名簿 [☆部会長、*副部会長]

第1部会

☆福島慎吾、*松本寿昭、佐藤啓吾、横田修、新美重雄、太田千代子

第2部会

☆吉川京子、*松井秀男、林茂史、上山欣子、森木祐子、森田登、鈴木賢一、松井幸子

(敬称略)

3 平成23年度 入間市障害者福祉審議会の経過

	開催日	審議事項の概要
第1回	平成23年 5月10日（火）	障害者福祉プランの構成①、 検討部会の設置について
第1回第2部会	平成23年 5月25日（水）	施策の体系について①
第1回第1部会	平成23年 5月31日（火）	基本理念・基本方針、 施策策定ガイドラインについて①
第2回第2部会	平成23年 6月8日（水）	障害者自立支援協議会からの意見聴 取
第2回第1部会	平成23年 6月15日（水）	基本理念・基本方針、 施策策定ガイドラインについて②
第3回第2部会	平成23年 6月22日（水）	施策の体系について②
第2回	平成23年 7月6日（水）	部会報告、 障害者福祉プランの構成について②
第3回	平成23年 10月5日（水）	障害者福祉プラン素案について①
第4回	平成23年 11月9日（水）	障害者福祉プラン素案について②
調整会議	平成23年 11月14日（月）	障害者福祉プラン素案について③
第5回	平成24年 1月31日（火）	障害者福祉プラン素案について④
第6回	平成24年 3月15日（木）	障害者福祉プランの確認について

4 諮問書

入障発第171号

平成23年5月10日

入間市障害者福祉審議会
会長 津田由夫様

入間市長 木下博

入間市障害者計画及び入間市障害福祉計画の策定について（諮問）

入間市障害者福祉審議会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

1 入間市障害者計画及び入間市障害福祉計画の策定について

諮問の趣旨

現在の「入間市障害者福祉プラン 一絆と連帯」は、障害者基本法第6条第3項及び障害者自立支援法第88条の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とした市町村障害者計画及び市町村障害福祉計画として策定されております。

このプランが平成23年度を終期としていることから、障害者を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする入間市障害者福祉プランの基本理念、基本方針、重点課題等についてご審議頂きたく諮問するものです。

5 答申書

平成24年3月28日

入間市長 木下 博 様

入間市障害者福祉審議会
副会長 福島 慎吾

入間市障害者計画及び入間市障害福祉計画の策定について（答申）

平成23年5月10日付け入障発第171号で諮問のあった入間市障害者計画及び入間市障害福祉計画の策定について、当審議会では6回の審議会、5回の部会及び1回の調整会議を開催し、慎重に検討の結果、別紙のとおり「入間市障害者福祉プラン—共に生き、共に支えあう—」としてまとめましたので、ここに答申します。

■ 6 用語集

[ア]

インクルージョン

1980年代以降、米国の障害児教育領域において注目されてきた考え方。インクルージョンとは、「包み込む」という意味をもち、「包括」「包含」等と訳される。すべての子どもが地域社会における学校教育の場において包み込まれ、それぞれに必要な援助が保障された教育を受けることを意味している。

(山縣・柏女編「社会福祉用語辞典」ミネルヴァ書房、2000年、p. 16)

[サ]

災害時要援護者

災害が起こった時、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言葉の障害から迅速、的確な行動がとりにくかったりなど、災害発生直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで。何らかの配慮等を必要とする者のこと。

(入間市「地域防災計画」p. 186)

社会参加

昭和56(1981)年の国際障害者年のテーマが「完全参加と平等」であり、目的の一つとして、社会生活および地域社会の発展に完全参加することがあげられ、これを受けて昭和59(1984)年には身体障害者福祉法が改正され、その理念に「すべての身体障害者は自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済に活動に参加することができるよう努めなければならない」とし、障害者の社会参加をこのように考えられている。

(山縣・柏女編「社会福祉用語辞典」ミネルヴァ書房、2000年、p. 141)

障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（常用労働者200人超）から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給している。

(厚生労働省資料「障害者雇用納付金制度の概要」より抜粋)

自立

一般には、他者に依存しない状況をいう。社会福祉では、精神的自立や社会的自立、自己決定の基づく主体的生活、意志決定や日々の生活において他者への依存を最小限にしつつ、受け入れ可能な選択に基づいて、自分の生活を管理することを尊重する必要がある。

(山縣・柏女編「社会福祉用語辞典」ミネルヴァ書房、2000年、p. 188)

成年後見制度

この制度は、民法に規定される制度で、判断能力の不十分な成年人（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するためのもので、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的で利用しやすい制度とするための改正が平成11(1999)年に行われた。

(山縣・柏女編「社会福祉用語辞典」ミネルヴァ書房、2000年、p. 218)

成年後見制度利用支援事業

この事業は、平成22(2010)年12月障害者自立支援法の改正で、平成24(2012)年4月1日施行で市町村の地域生活支援事業として必須事業となったもので、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものに対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費等）及び後見人等の報酬を助成するもの。

(厚生労働省作成「障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成23年2月22日(本体資料) 1 障害者自立支援法等の改正について」より)

ソーシャルクラブ

地域で生活する精神障害者の生活圏の拡大、仲間づくり、種々の生活体験、社会参加等をはかり、地域においてより生活しやすくなることを目的とし、メンバー同士の交流やグループ活動等として開催する。

(埼玉県立精神保健総合センター発行「精神保健福祉ガイドブック」、平成14年3月、p. 30)

[タ]

地域リハビリテーション

障害のある人々や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活を送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。

(一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会の定義による)

[ナ]

ノーマライゼーション

福祉の基本理念の一つであり、国連が国際障害者年（1981年）及び国連障害者の10年の中で強調したこともあって、国際的に浸透していった。常態化や正常化と訳された時期もあったが、近年ではカタカナで表記されることが多い。「ある社会からその構成員のいくらかの人々を締め出す場合、それは弱くてもろい社会である」という考え方に代表されるように、障害者などを能力の劣った方として、基本的人権を保障してこなかったことへの反省に立ち、社会生活上において一人の市民としての権利を保障しようとした。近年は、高齢者福祉や子ども家庭福祉の領域でも用いられ、社会福祉の基本理念への拡大している。障害者福祉においては、医療モデルから自立モデルへ、ADLからQOLへ、施設から地域へと変化し、これらが社会福祉全体の基本枠組みに影響を与えてきた。

(山縣・柏女編「社会福祉用語辞典」ミネルヴァ書房、2000年、p. 276)

[ハ]

バリアフリー

1950年代後半より欧米でバリアフリー基準の動きが始まり、昭和36(1961)年アメリカにおいて最初のバリアフリー基準が策定された。バリアフリーとは、障害者のための物理的な障壁を取り除くことを指している。障害のある方の外出を保障することが、現在の生活環境の整備の発端となった。もちろん、物理的な障壁を取り除くことだけではなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー、情報のバリアフリー等障害者を取り巻く生活全般に関連している。

(山縣・柏女編「社会福祉用語辞典」ミネルヴァ書房、2000年、p. 283)

福祉避難所

災害等が発生した直後に避難する（一次）避難所に対し、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の障害者等を対象とする避難所のこと。

(厚生労働省「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン 平成20年6月」、p. 4)

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた、民間企業、国、地方公共団体が障害者を雇用しなければならない常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）のこと。また、法定雇用率を基にした障害者雇用の促進を図る各種制度が同法に定められています。

(参考) 現行の障害者雇用率（法定雇用率）

民間企業		国及び地方公共団体	
一般の民間企業	特殊法人等	国、地方公共団体	都道府県等の教育委員会
1. 8%	2. 1%	2. 1%	2. 0%

(厚生労働省資料「障害者雇用率制度の概要」より抜粋)

【ラ】

リハビリテーション

障害者や高齢者などに対して、医学、教育、社会福祉、職業などの専門領域が「全人間的復権」の目標のもとに総合的な援助を行う実践であると定義されている。

分野としては、医学、教育、職業、社会の4つに分けることが多い。障害の構造に対応した分類もあり、機能・形態障害への治療、能力障害への代償的援助、社会的不利への社会環境改善、体験としての障害への心理的援助の4つがある。

(山縣・柏女編「社会福祉用語辞典」ミネルヴァ書房、2000年、p. 343)

■ 障害者のシンボルマーク ■

シンボルマーク	マークの名称	概要等
	障害者のための国際シンボルマーク	このマークは、障害のある人々が利用できる建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。
	盲人のための国際シンボルマーク	このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。
	聴覚障害者を表示する国際シンボルマーク	このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。現在では、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されたり、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所で使用されたりしています。
	聴覚障害者のシンボルマーク(国内:耳マーク)	このマークは、聴覚障害を示す耳が図案化されたものです。聴覚障害者には、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。
	「ハート・プラス」マーク	このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すものです。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないことから、そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。
	オストメイトマーク	このマークは、オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。
	身体障害者補助犬(ほじょけん)啓発マーク	このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言い、不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、受入が義務づけられています。
	身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)	このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)	このマークは、政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識です。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。